特集

事業承継におけ る生命保険の活 用方法

CFP® (日本FP協会認定):海老沼 建

——————————————————————————————————————	次 ————
1 はじめに6	3 平準払い終身保険の活用14
2 一時払い終身終身保険の活用7	(1) 平準払い終身保険の概要14
(1) 一時払い終身保険の概要7	(2) 事例⑤ 法人の資金を活用した納
(2) 事例① 法人の資金を活用した納	税資金準備Ⅱ15
税資金準備 I7	(3) 事例⑥ 暦年贈与を活用した納税
(3) 事例② 一時払い終身保険の現物	資金準備16
支給を活用した納税資金準備10	4 年金保険の活用19
(4) 事例③ 譲渡対価を活用した納税	(1) 年金保険の概要19
資金準備と遺留分対策11	(2) 事例⑦ 年金保険を活用した遺産
(5) 事例④ 代飛ばしを活用した納税	分割対策19
資金準備12	5 おわりに20

はじめに

非上場企業における事業承継では、被相 続人であるオーナーが保有する非上場株式 の評価額が高額のため、相続人が現金等の 流動資産で納税資金を確保できないことや、 相続人が複数居る場合に遺言等で先代が保 有する非上場株式の全株式を後継者に渡す ことで遺留分侵害が起きるなどの問題があ る。

個人株主の側面に加えて、非上場企業の オーナーは代表取締役や取締役であること が多く、在任中に代表権を有するオーナー

に相続が開始した際は、次期代表取締役の 選任から始まり、取引先、金融機関等との 関係構築、組織体制の整備等により、会社 に対しても少なからず影響が生じる。その ため、非上場企業における相続対策のプラ ンニングにあたっては、オーナー家のみな らず会社の経営も考慮をして、全体最適を 模索する形となる。

今回取り上げる生命保険は「万が一の場 合に死亡保険金が支払われる。」といった 広く知られている機能の他、死亡保険金の 受取人を指定することができるため「特定 の人に財産を渡せる。」、死亡保険金は遺留

分算定の基礎財産に含まれないため「遺留 分対策として使える。」、相続税における生 命保険金の非課税枠の適用があるため「相 続税の節税対策にもなる。| 等様々な機能 を有しており、オーナー個人のみならず、 法人で契約するケースも存在し、事業承継 の場面で生命保険は様々な活用方法がある。

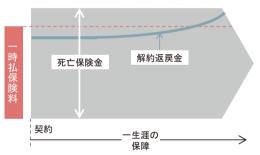
本稿では、非上場企業における事業承継 の場面で生命保険を活用した事例について 解説する。

·時払い終身保険の活用

(1) 一時払い終身保険の概要

一時払い終身保険は、保険料を契約時に 一括で払い込み、契約時から被保険者が亡 くなるまで生涯を通じた保障を確保できる 生命保険である。

一時払い終身保険 図表 1



契約時に保険料を一括で払い込むため、 まとまった資金を契約時に準備することが 必要であるが、保険契約の条件によっては、 払い込んだ保険料よりも大きな死亡保障を 確保できる。

事例①~④では、一時払い終身保険を活 用することで、納税資金の確保や遺留分対 策等の事業承継にまつわる問題解決に寄与 した事例を紹介する。

(2) 事例① 法人の資金を活用した納税資 金準備 I

非上場企業における事業承継の場面では、 被相続人が保有する非上場企業株式の評価 が多額で、株式以外の資産納税資金を確保 できないことが問題になることがある。事 例①では、法人の余剰資金を活用して納税 資金の問題の解決を図る事例を紹介する。

イ 事例の現状

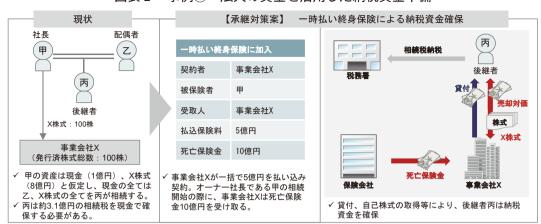
図表2の「現状」のとおり、社長甲は、 現金(1億円)と事業会社 X の全株式(相 続税評価額8億円)を保有している。社長 甲の法定相続人は配偶者乙と後継者丙の二 名だが、甲には、事業会社X株式は経営に 携わる後継者丙に全株式を遺贈し、長年連 れ添った配偶者乙が甲の死後も困らないよ うに配偶者乙にすべての現金を渡したい意 向がある。

配偶者の税額軽減により配偶者乙の相続 税負担が生じないのに対し、X株式のみを 相続する後継者丙は約3.1億円の相続税を 納付する必要があると想定されるため、事 業会社Xの余剰資金を活用して、納税資金 を確保する方法を検討している。

口 承継対策案

図表2の「承継対策案」のとおり、事業 会社Xが有する余剰資金5億円を活用して、 一時払い終身保険に事業法人Xが加入する。 被保険者である社長甲に相続が起きた際に は、事業会社 X が10億円の死亡保険金を受 け取るため、死亡保険金を原資に後継者丙 に資金を援助することが検討できる。

事例① 法人の資金を活用した納税資金準備 図表 2



オーナー家の相続税負担が多額の場合、 会社のアクションとしては、相続人への金 銭の貸付や、相続した株式を自己株式取得 すること等により、相続人の納税資金を支 援することが検討でき、特に自己株式の取 得は、相続発生から3年10か月以内であれ ば、相続人において取得費加算の特例*1 やみなし配当の特例等の特別措置*2を受 けられるため、非常に有効な手当となる (ただし、後述のとおり、株主構成によっ ては使いづらい場合がある。)。

一方で、図表2のように貸付や自己株式 の取得等により後継者丙の納税資金を支援 することは、事業会社Xの立場に立つと多 額の現預金が流出し、財務内容を傷めるこ とになる。そのため、払い込んだ保険料よ りも大きな死亡保険金を受け取ることが可 能な生命保険に加入することで、相続人に 現金が流出しても事業会社Xの財務を大き

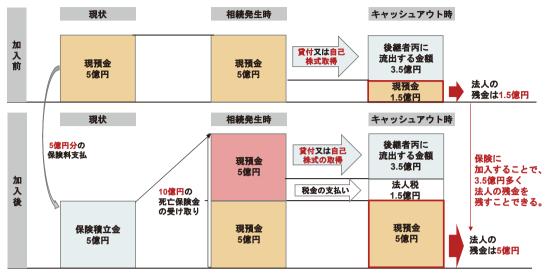
く傷めずに支援するようにすることが肝要 である。

図表3は図表2の「承継対策案」で例示 した一時払い終身保険の加入前後における 法人のキャッシュフローを比較しており、 社長甲の相続をきっかけに自己株式の取得 や貸付を通じて、3.5億円の現金を後継者 丙に手当することを想定している。

保険に加入をせずに3.5億円の手当を実 施した場合、事業会社Xの手元に残る余剰 資金は1.5億円となるのに対し、保険に加 入をして3.5億円の手当を実施した場合は、 死亡保険金(10億円)から法人税(1.5億 円)と後継者丙への手当(3.5億円)を引 いた5億円が事業会社Xの手元に残る余剰 資金となる。そのため、一時払い終身保険 に加入することで、3.5億円多く事業会社 Xの手元に余剰資金が残ることになる。

^{*1} 相続や遺贈により取得した株式を、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内(相 続開始の日の翌日から3年10か月以内)に譲渡した場合には、当該株式の取得費にはその人に課された相続税のうち一定 金額を加えることができる(措令39)。

^{*2} 相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内(相続開始日の翌日から3年10か月以内) にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に参入された非上場株式を発行会社に譲渡する場合、みなし配当課税は行わ ず、株式譲渡益課税のみとする特例措置が講じられている(措令9の7)。



図表 3 保険に加入した場合のキャッシュフロー

※一時払い終身保険の契約内容は、図表2の承継対策案と仮定する。※法人税等は30%と仮定する。

以上のことから、法人に余剰資金がある 場合には、死亡保険金を払込保険料で除し た割合(レバレッジ率。以下「レバ率」と いう。)が高い一時払い終身保険の活用が 選択に入る。10年物米国債の利回りが2007 年7月以来である5%台をつけたことが記 憶に新しいが、直近の金利上昇によって、 外貨建て保険*3の条件が改善しレバ率も 高い傾向にある。日本の長期金利は他国と 比較すると低金利だが、日銀が10月31日に 長短金利操作の運用方針を変更したように、 今後もマイナス金利解除等の政策修正を実 施する可能性があり、日本においても金利 上昇が進めば、円建て保険の条件が現在よ りも改善する可能性がある。

ハ 留意点

前述のとおり、自己株式の取得は、後継 者の納税資金を手当てするために有用な手 段である。ただし、株主構成によっては、 注意が必要な場合もある。

この点、本事例では、社長甲が保有する

事業会社Xの全株式を後継者丙が相続する ことから問題にはならないが、仮に事業会 社Xに社長甲以外の株主がいた場合、後継 者丙が自己株式を譲渡すると、その分後継 者丙の持株比率が低下することになるので、 自己株式を譲渡して問題がないかの検証が 必要となる(会社の支配権に影響するほか、 株式の相続税評価額が変わってしまう場合 もある。そのような場合の代替策について は事例②参照。)。

また、相続発生後に自己株式を取得する 際は、株主総会の承認が必要である点にも 留意しておきたい。すなわち、株主総会の 特別決議による承認が必要であるところ、 その決議には譲渡人たる相続人が参加する ことができないため、他の株主の属性等に よっては、特別決議による承認が得られな い懸念が出てくる。そのような場合、現状 の株主構成のままでは自己株式の取得は採 りづらい選択肢となるので、貸付等の他の 方法を検討する必要が生じる。

^{*3} 外貨建て保険の場合、為替変動リスクがあるため、留意が必要である。

(3) 事例② 一時払い終身保険の現物支給 を活用した納税資金準備

事例②では、事業会社で契約した一時払 い終身保険を役員退職金の一部として現物 支給し、オーナー家の納税資金確保に寄与 した事例を紹介する。

イ 事例の現状

図表4の「現状」のとおり、社長甲は、 現金(1億円)と事業会社 X 株式40株(評 価額5億円)を保有しており、唯一の相続 人である後継者乙は約2.4億円の相続税を 負担する見込みである。

事業会社Xの株主構成としては、社長甲 の他に取引先3社(甲一族の同族関係者に

該当しない。)がいて、関係性は良好であ るが、自己株式の取得を実施した場合、甲 一族の議決権割合が低下することが危惧さ れている。

また、社長甲が代表取締役を退任した際 に支給される役員退職金は納税資金の一部 として活用することを検討している。

口 承継対策案

図表4の「承継対策案」のとおり、事業 会社Xが2億円の一時払い終身保険に加入 し、社長甲が自らの退任時に当該保険を現 物支給により受け取ることで、後継者乙の 納税資金を確保する。



図表 4 退職金の現物支給を活用した納税資金準備

契約者を事業会社X、被保険者を社長甲、 受取人を事業会社Xとする保険契約を締結 し、社長甲が代表取締役を退任する際に、 役員退職金の一部として、事業会社Xが契 約した保険を現物で支給する。

現物支給に伴い名義を事業会社Xから社 長甲に変更し、死亡保険金の受取人を後継 者乙とした場合、社長甲の相続時には、後 継者乙が4億円の死亡保険金を受けること ができる。本ケースの場合、資産の総額10 億円(現金(1億円)+死亡保険金(4億 円) + X株式(5億円)) に対する相続税 は約4.5億円のため、納税資金を現金(1 億円)と死亡保険金(4億円)で確保する ことができる。

一方で役員退職金を保険ではなく現金で 受け取り、仮に相続発生時の現金が3億円 (元々保有していた現金1億円+退職金の 手取り額2億円)となる場合には、X株式 5億円を含めた社長甲の資産総額は8億円 となり、相続税は約3.4億円と見込まれる ことから、約4千万円が不足する。

このように、社長甲が退職金を現金で受 け取った場合、後継者乙の立場で見ると、 約4千万円の相続税資金が不足するのに対 し、退職金を現物支給した場合は、約5千 万円*4が後継者丙の手元に残ることとな る。

八 留意点

退職金に対しても所得税、住民税の納付 が必要のため、退職金の全額を一時払い終 身保険で受け取った場合、社長甲が固有の 資産として十分な現預金を有していないと、 所得税、住民税の税金を納付できない可能 性がある。役員退職金の一部を一時払い終 身保険で現物支給する場合には、所得税、 住民税を納付できない事態を避けるために、 納付税額を事前に想定し、終身保険と併せ て納付税額相当の現金を支給する対応が必 要である。

加えて退職金受け取り時の納付税額を検 討する際には、現物支給時の一時払い終身 保険の時価は払い込み保険料ではなく、解 約返戻金相当額となる点に留意が必要であ る。一般的には、役員退職金規定等で退職 金の支給金額の上限が決まっていることが 多いため、保険の時価が上昇すると、受け 取れる現金が減少し、納税分の現金が支給 できない可能性がある。

上記の場合には、現物支給の対象となる 保険を部分解約して退職金に占める現金の 割合を調整することも想定されるが、部分 解約ができない生命保険も存在するため、 契約時に確認が必要である。

(4) 事例③ 譲渡対価を活用した納税資金 準備と遺留分対策

死亡保険金は受取人の固有財産で相続財

産には含まれず、特別受益にも当たらない とされているため、原則として、遺留分算 定の基礎財産には含まれない。

事例③では、一時払い終身保険を納税資 金の準備に加え、遺留分対策としても活用 した事例を紹介する。

イ 事例の現状

図表5の「現状」のとおり、社長甲は、 現金4億円、X株式(相続税評価額10億 円)、Y株式(相続税評価額10億円)を保 有していて、現金は法定相続分で各相続人 に遺贈、X株式、Y株式は経営に携わって いる後継者丙に全て遺贈する意向が社長甲 にはある。推定相続人は、社長甲の配偶者 乙、後継者である子丙とその兄である子丁 の3名である。

事例③では、後継者丙が大半の資産を相 続するため、後継者丙が負担する相続税は 約9.44億円であるのに対し、相続する現金 は1億円に過ぎないため、約8.44億円の納 税資金が不足する。家族間の関係性に着目 をすると後継者丙と子丁の関係性はよくな い。そのため、子丁は後継者丙に対し、遺 留分侵害額請求をする可能性が高いと想定 されることから、後継者丙が納税資金を確 保することが可能であるかに加え、遺留分 の問題についても課題がある。

口 承継対策案

納税資金確保や遺留分対策の一環で、社 長甲が保有するY株式を事業会社Xに譲渡 し、譲渡対価(手取り額8億円)の一部で ある 2 億円を使って一時払い終身保険(契 約者:甲、被保険者:甲、受取人:丙)に 加入する。

^{* 4} 現金(1億円)+死亡保険金(4億円)-相続税(約4.5億円)=約5千万円

図表 5 事例③ 譲渡対価を活用した納税資金準備、遺留分対策



※簡便的にX株式、Y株式共に相続税評価額と遺留分算定にあたっての評価額を同額と仮定

後継者丙の納税資金に着目すると、**図表** 5の「承継対策案」のとおり、対策前は約 8.44億円が不足するのに対し、対策後は、約0.84億円の不足金額で済む。

納税資金の不足金額が大幅に減少した背景には、固定資産であるY株式が現金化されて、相続税の約半分を死亡保険金で賄えるためである。

加えて、子丁の遺留分侵害額も対策前は 約2億円であったのに対し、対策後は約0 円と大幅に減少している。

遺留分侵害額が大きく減少した背景には、 Y株式譲渡に伴い子丁が受け取る現金が増 えたことに加えて、死亡保険金は後継者丙 の固有財産となり、遺留分算定の基礎から は除外されたことにある。

ハ留意点

前述のとおり、死亡保険金は特別受益には当たらないが、保険金受取人である相続人とその他の相続人との間に生ずる不公平が著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、特別受益に準じて死亡保険金請求権が持ち戻しの対象となると解されており(最二小決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁)、実際、死亡保険金

の金額が遺留算定の基礎財産に加えられた 事案がある点には留意が必要である。

特別受益に準じて持戻しの対象とされるかについては、保険金の額、この額の遺産総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合い、保険金受取人である相続人及び他の共同相続人との関係、各相続人の生活実態の諸般の事情を総合的に考慮して判断されることになる。なお、保険金請求権と特別受益の持ち戻しの論点の詳解については、本誌別稿 竹川靖之「生命保険に係る法務上の論点」を参照されたい。

また、事例③では簡便的にX株式、Y株式共に相続税評価額と遺留分算定にあたっての評価額が同額と仮定しているが、それぞれの評価額の算定方法は異なり、一致しないことが大半である。そのため実際のプランニングにあたっては、税理士、弁護士等の専門家を交えた検討が必要である。

(5) 事例④ 代飛ばしを活用した納税資金 準備

事例④では、契約した一時払い終身保険 を孫に遺贈することで、ファミリー全体の 円滑な承継対策を進めた事例を紹介する。

イ 事例の現状

図表6の「現状」のとおり、先代甲は既 に取締役を退任していて、保有していた事 業会社Xの株式についても、暦年贈与、譲 渡等により先代甲の子である社長丙への移 転が済んでいるが、事業会社X株式の評価 額は高額のため、社長丙に相続が発生した 際の納税資金確保は課題がある。

先代甲はファミリー全体の税負担を軽減 させ、自身の金融資産を活用しながら、次 世代の手取り額を現状よりも多くできる対 策を実施したいと考えている。

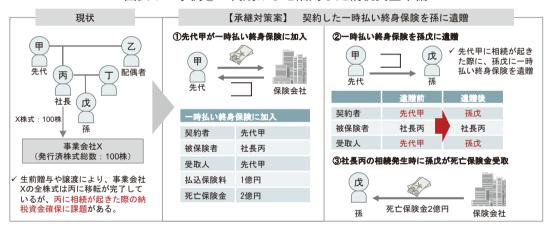
□ 承継対策案

図表6の「承継対策案」とおり、先代甲

が加入した一時払い終身保険を孫戊に遺贈 することで、孫戊は、社長丙の相続時に死 亡保険金をもって納税資金の一部に充てる ことができる。

まず、先代甲は、契約者及び受取人を先 代甲、被保険者を社長丙とする契約形態で、 一時払い終身保険に加入し、当該保険契約 を孫戊に遺贈する。

先代甲の相続時に、孫戊は一時払い終身 保険の契約者たる地位を甲から承継し、当 該保険の契約者と受取人は孫戊に変更され る。そして、被保険者である社長丙の相続 時には、2億円の死亡保険金は孫戊が受け 取ることになる。



図表 6 事例4 代飛ばしを活用した納税資金準備

本事例では、先代甲の金融資産を最大限 活用して、社長丙が死亡した際の納税資金 を一時払い終身保険で確保することに加え、 図表7のとおり、代飛ばしの資産承継を織

り交ぜることで、ファミリー全体の税負担 を軽減したいという先代甲の希望をも満た している。

図表 7 現金を相続した場合と一時払い終身保険を遺贈した場合の比較

現金を相続により移転した場合

一時払い終身保険を隔世贈与した場合

孫戊が負担する相続税	×2
社長丙相続時に	25
先代甲相続時に 社長丙が負担する相続税	1 50 ※ 1
現金	100

死亡保険金	200
光 上 床 陕 並	200
先代甲相続時に	▲ 60
孫戊が負担する相続税	×3
「水人が・東」三ヶの旧が北	200
社長丙相続時に	▲ 27
孫戊が負担する所得税	×4
200 200 200 100 200	/K.
合計	113

【前提条件】 相続税率は一律50% 単位は百万円 保険契約の相続時の時価は100百万円

- 死亡保険金は200百万円 一時所得は(増加金額-50万円)×1/2
- 所得税率55%と仮定

※1 100百万円×50% ※2 50百万円×50% ※3 100百万円×50%×1.2 ※4 (100万円-50万円)×1/2×55%

先代甲の相続時に代襲相続人でない孫が 資産を取得する際は、2割加算の対象とな るため、先代甲の相続発生時における相続 税負担は増加するが、先代甲及び、社長丙 の相続に係る税率が高い場合には、代飛ば しを活用し、高い税率で課される2回の相 続税を回避した方が、全体として有利にな る可能性がある。

代飛ばしと同時に一時払い終身保険を活 用することで、社長丙に相続が起きた際に は、孫戊は、先代甲の相続時に承継した保 険契約の評価額より高い金額の死亡保険金 を受け取れる。死亡保険金と相続時の評価 額の差額は一時所得の対象となるが、現金 で相続するよりも図表7のとおり約88百万 円手取り額が多くなる。

ハ 留意点

孫戊が先代甲の法定相続人でない点に留 意が必要である。先代甲が孫戊と養子縁組 しており、孫戊が法定相続人となっている ケースであれば、遺言等がなくとも、遺産 分割により孫戊が財産を承継する余地があ るが、孫戊が法定相続人でない場合に、財 産を承継させたいとなると、生前に何らか の措置を講じておくことが必須となる。こ の点、死亡保険金の受取人を孫にしたいと いう場合には、契約当初に受取人を孫に指 定するほか、契約締結後でも、保険会社指 定の方法により受取人を孫に変更すること ができる(なお、遺言で受取人を孫に変更 する旨を定めておくことも可能である。)。 これに対し、本事例のように一時払い終身 保険の契約を孫戊に承継させたい場合には、 先代甲が遺言を作成し、その中で、孫に当 該保険を遺贈する旨を定めておく必要があ る。

また、一時払い終身保険の契約は、死亡 保険金とは異なって民法上の相続財産にあ たり、その価額は遺留分算定の基礎財産に 加えられるため、遺留分対策とはならない 点、及び、相続税における生命保険金の非 課税枠「500万円×法定相続人」の適用が ない点にも注意が必要である。

加えて、図表7のとおり、先代甲の相続 時に孫戊が60百万円の相続税を負担するた め、孫戊の固有の資産で納税資金を賄えな い場合には、遺贈等により現金を手当てす るなどの対応が必要である。また、相続時 の一時払い終身保険の時価は相続時点にお ける解約返戻金相当額となり、事例②と同 様に、払込保険料とは同額にならないため、 実際のプランニングにあたっては注意が必 要である。

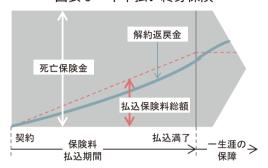
平準払い終身保険の活用

(1) 平準払い終身保険の概要

平準払い終身保険では、一時払い終身保 険と異なり、保険料の払込を分割で行う一 方、払込期間の途中で被保険者に相続が起 きた場合も、死亡保険金が一定額保障され

るため、急な相続時には一時払い終身保険 よりも少ない掛金で多くの保障を確保でき るメリットがある。

平進払い終身保険 図表 8



事例(5)~(6)では、平準払い終身保険を活 用し、納税資金の確保や次世代含めた円滑 な承継対策を実施した事例を紹介する。

(2) 事例⑤ 法人の資金を活用した納税資 金準備Ⅱ

事例⑤では、平準払い終身保険を活用し た納税資金準備の対策事例について紹介す る。

イ 事例の現状

図表9の「現状」のとおり、社長甲は事 業会社Xの株式を全株式保有しており、事 業会社X株式の相続税評価額は「類似業種 比準価額<時価純資産価額|となっている。 また、事業会社Xは拡大期で事業拡大に伴 う借入も年々増えており、社長甲は事業会 社Xの借入金の保証人である。

事業会社Xの中で、社長甲の影響力は大

きく、社長甲に万が一のことがあった場合 には、遺族の生活保障に加えて、経営体制、 運営体制の構築や取引先、金融機関との関 係構築に時間がかかるため、社長甲として は自身に相続が起きた際に死亡退職金を活 用した遺族の生活保障の問題や借入金返済 の問題を少しでも緩和できるような施策を 実施したいと考えている。

口 承継対策案

図表9の「承継対策案」のとおり、社長 甲に不測の事態が生じた際に備えて、死亡 退職金の原資確保や借入金の円滑な返済の ために、契約者及び受取人を事業会社X、 被保険者を甲とする内容で、事業会社Xが 平準払い終身保険に加入する。

毎年の払込保険料は1,000万円で、払込 期間は10年間のため、払込保険料の総額は 1億円であるのに対して、1.5億円の保障 が確保できる。

一時払い終身保険も検討したが、事業会 社Xは、事業拡大に伴い多額の運転資金が 必要な成長期にある会社のため、保険料の 払い込みは分割で、終身にわたって一定の 保障を確保できる平準払い終身保険の選択 に至っている。

万が一、想定よりも早期に不足の事態が 起きて、払込期間の中途で被保険者である 社長甲に相続が開始した場合も死亡保障は 1.5億円のため、受け取った死亡保険金を、 死亡退職金や借入金返済の原資として活用 できる。

事例⑤ 法人の資金を活用した納税資金準備Ⅱ 図表 9



本事例の場合、遺族(配偶者乙及び子 丙) への手当は死亡退職金の活用を想定し ている。遺族の立場に立つと死亡退職金の 非課税枠(法定相続人×500万円)を取る ことができ、事業会社Xの立場に立つと死 亡退職金は原則損金にあたるため、死亡保 険金と保険積立金の差額から生じる益金と 相殺ができるので、相続税、法人税共に負 扫が軽減される。

八 留意点

少ない掛金で多くの死亡保障を確保する ことに重点を置く場合、平準払い終身保険 よりも掛け捨てタイプの保険である定期保 険の方が有利になる可能性がある。

平準払い終身保険の場合、払込期間を過 ぎても一生涯死亡保障が続くことがメリッ トとして挙げられるが、終身であるが故に、 掛け捨てタイプの保険と比較すると保障金 額に対して払い込む保険料は高くなる傾向 にある。

保険に加入する際は、目的に応じて比較 検討することが望ましく、その検討に際し ては、個人が掛け捨ての保険に加入するシ チュエーションを想像してほしい。個人で 掛け捨ての保険に入る際は、子供の教育費 負担が重い期間、住宅ローンを返済する期 間など、保障を手厚く確保したい期間に、 定期保険に加入することが一般的である。 法人の場合も同じで、リスクが生じる期間 が有期と判断できる事象に対しての備えは 定期保険で行い、一生涯保障が必要な事象 に対しての備えは平準払い終身保険で行う 等の使い分けが想定できる。

(3) 事例⑥ 暦年贈与を活用した納税資金 準備

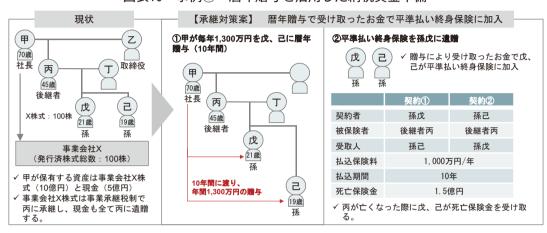
平準払い終身保険の活用例として、暦年 贈与により受け取った現金で平準払い終身 保険の保険料を納付する方法も存在する。 事例⑥では、事業承継税制の活用により、 先代経営者の承継対策には目途が立ってい る場合において、暦年贈与と平準払い終身 保険を組み合わせて次世代も含めた円滑な 承継対策を進めた事例を紹介する。

イ 事例の現状

図表10の「現状」のとおり、社長甲は、 事業会社 X の全株式 (評価額10億円)、現 金(5億円)を保有している。社長の配偶 者である取締役乙は、生活資金に困らない だけの個人資産を有しているため、社長甲 には、子である後継者丙に全財産を遺贈す る意向がある。

社長甲が有する事業会社Xの全株式は、 令和9年12月末までに事業承継税制を活用 して後継者丙に贈与する予定であるため、 社長甲の相続時に、後継者丙は現金で納税 できる水準にある。

社長甲の意向としては、自身の相続税の 負担軽減に加えて、後継者丙の相続時には 事業承継税制を活用できるか不透明のため、 孫(戊、己)が困らないように納税資金の 手当てをしたいと考えている。



事例⑥ 暦年贈与を活用した納税資金準備 図表10

口 承継対策案

図表10の「承継対策案」のとおり、社長 甲が孫戊及び孫己(以下「孫ら」という。) に毎年各1.300万円を10年間に渡って暦年 贈与し、贈与により受け取った現金で孫ら がそれぞれ後継者丙を被保険者とする平準 払い終身保険に年間1.000万円ずつ加入す る。

図表11のとおり、暦年贈与を実施するこ とで、後継者丙が負担する相続税は約26 億円から1.2億円に軽減されるのに対し、 孫らは、毎年贈与税を286万円ずつ負担す るため、10年間で総額約5.720万円の贈与 税を負担することになる。

	贈与しない	暦年贈与を行った場合									
	場合	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
											(万円)
ご資産の概算額(a)	150,000	147,400	144,800	142,200	139,600	137,000	134,400	131,800	129,200	126,600	124,000
社長甲様	150,000	147,400	144,800	142,200	139,600	137,000	134,400	131,800	129,200	126,600	124,000
贈与金額(b)		2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
孫戊様		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
孫己様		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
nia i- sta											
贈与税		572	572	572	572	572	572	572	572	572	572
孫戊様		286	286	286	286	286	286	286	286	286	286
孫己様		286	286	286	286	286	286	286	286	286	286
承継に係るコスト(c)	26,290	25,432	24,574	23,716	22,858	22,000	21,142	20,284	19,426	18,568	17,720
贈与税(累積)	0	572	1,144	1,716	2,288	2,860	3,432	4,004	4,576	5,148	5,720
相続税(一次相続)	26,290	24,860	23,430	22,000	20,570	19,140	17,710	16,280	14,850	13,420	12,000
相続後の資産(a-b-c)	123,710	124,568	125,426	126,284	127,142	128,000	128,858	129,716	130,574	131,432	132,280
	1										^
				歴 毎 毎	贈与の効果	里·約8.5	70万円 -				
						.,,,.					

図表11 暦年贈与の効果

※10年後の事業会社X株式の評価は10億円と仮定し、事業承継税制により、後継者丙に移転すると仮定する。

そのため、暦年贈与を行った場合には、 一次相続後の正味資産は約8.570万円増え ることになる。贈与により受け取ったお金 を平準払い終身保険の保険料に充てること で、ファミリー全体の手取り額を更に増や すことが可能となる。

具体的には、孫らは贈与で受け取ったお 金で平準払い終身保険に加入する。契約内 容は、契約者及び受取人が孫戊又は孫己、 被保険者が後継者丙というもので、年間の 払込金額は1.000万円、払込期間を10年、 死亡保険金は1.5億円と仮定する。

払込金の総額が1億円に対して1.5億円 の死亡保険金を受け取るため、差額である 5.000万円に対しては、一時所得としての 課税がなされる。税率が最高税率の場合、 孫らはそれぞれ死亡保険金について約 1.362万円*5の所得税の課税を受けること になるため、孫らの手取り額はそれぞれ約 13.638万円*6となる。平準払い終身保険の 加入により、孫ら合計で、約7.276万円の 手取り額が増加する。

暦年贈与により社長甲の相続後の正味資 産は約8.570万円増加するため、平準払い 終身保険の活用により増加する約7.276万 円の手取り額と合算すると、ファミリー全 体としては約1.5億円の手取り額が増加し、 死亡保険金は後継者丙に相続が起きた際に 孫らが受け取るため、課題である後継者丙 の相続時の納税資金に死亡保険金を充てる ことができる。

ハ 留意点

10年間を待たずに社長甲に相続が起きた 際は、社長甲から暦年贈与により受け取る 資金がなくなるため、払込期間が過ぎるま では、孫らが自費で保険料を負担する必要 が生じる点には留意が必要である。

対応策としては、後継者丙が社長甲より 相続した資産を暦年贈与し、保険料の払い 込みに充てる等の方法が考えられる。

なお、社長甲が現金を遺贈することも考 えられるが、孫らが受遺者になって相続税 の申告を行うことになると、暦年贈与分が 相続税における生前贈与加算の対象となり、 暦年贈与の効果が薄れてしまう。

また、平準払い終身保険を解約する選択 肢も想定できるが、平準払いの場合、早期 解約時の解約返戻金は一時払い終身保険よ りも低額であることが多く、払込期間が短 い場合は、解約損が出る可能性が高い点に も留意が必要である。

暦年贈与の観点では、定期贈与とみなさ れ想定よりも多くの贈与税が課税されるリ スクがある。そのため、生存給付金支払期 間中に被保険者が生存している場合に毎年 支払われる生存給付金を実質的に生前贈与 できる生存給付金付終身保険の活用も視野 に入る。

具体的には、生存給付金付終身保険に社 長甲が加入し、生存給付金受取人に孫らを 指定することで、当該保険により暦年贈与 ができる。手続きとしては、社長甲が存命 であれば毎年生存給付金が孫らに支払われ、 贈与者・受贈者双方に生存給付金が支払わ れたことのお知らせが毎年届くため、贈与 契約書の代わりとなり、贈与契約書の作成 は不要となるため、通常の暦年贈与と比べ て手続きの負担を軽減する効果がある。

^{*5 (5,000}万円-50万円) ×2分の1×55%

^{1.5}億円-約1.362万円=約13.638万円

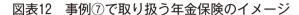
年金保険の活用

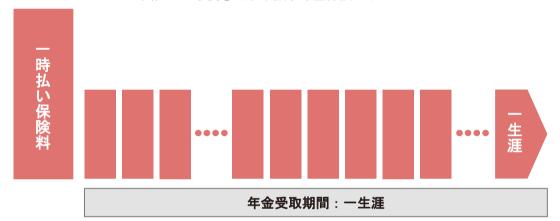
(1) 年金保険の概要

年金保険は、保険契約により定められた 金額を定期的に受け取ることができる生命 保険である。保険料の払い込み方法は、一 括で支払う一時払い型の商品もあれば、分

割で支払う平準払い型の商品もあり、受取 期間が有期である商品もあれば、終身の商 品もある。

事例⑦では、保険金の払い込みは一括で、 一生涯に渡って年金を受け取れる年金保険 を活用した事例を紹介する。





(2) 事例⑦ 年金保険を活用した遺産分割 対策

事業承継の場面において、後継者1人に 対し、子が複数人いるような場合、特定の 子に未上場株式が渡ることで、財産の分割 が不公平となり、遺留分等の問題が生じる ことがある。事例⑦では、未上場株式を相 続しない子に年金保険を準備することで、 円滑な遺産分割を進めた事例を紹介する。

イ 事例の現状

図表13の「現状」のとおり、先代甲は、 事業承継税制を活用して、後継者丙に事業 会社X株式を移転しており、後継者丙には まとまった財産を承継することができたの で、不公平感がでないように、子丁及び子 戊(以下「子丁ら」という。)には何か別 の資産を承継させたいと考えている。

事業承継税制活用に伴う懸念点として、

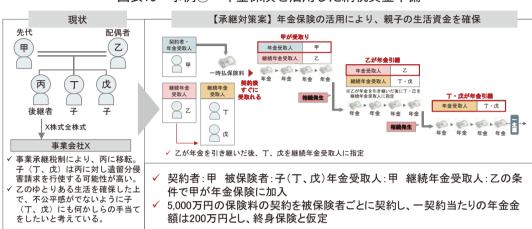
自社株を後継者丙に移転したことにより、 相続開始後に子(丁、戊)が後継者丙に対 し、遺留分の請求をする可能性があるので、 子丁らには自社株でない資産を手当し、自 社株を遺留分算定の基礎財産から除外でき る経営承継円滑法の除外合意を取り付けた いと考えている。

また、人生100年といわれるように長寿 化により生活に必要な資金が増加している 中で、事業承継税制の活用に伴い非常勤の 取締役会長となった先代甲は、年間に受け 取れる役員報酬の金額が少なくなった点に ついても懸念している。子丁らには自社株 に代わる資産をできるだけ承継させてあげ たいという思いがある一方、配偶者乙につ いても一生涯ゆとりある老後を送れるよう に、夫婦での生活資金もしっかり確保した 上での対策を希望している。

口 承継対策案

図表13の「承継対策案」のとおり、先代 甲が被保険者を子丁らとする年金保険に加 入することで、被保険者である子丁らが存

命の間、年金を受け取り続けることができ、 夫婦の死後も子丁らに生涯に渡って年金を 受け取る権利を承継することができる。



図表13 事例⑦ 年金保険を活用した納税資金準備

契約時に年金受取人を先代甲、継続年金 受取人を配偶者乙とすることで、先代甲が 亡くなるまでは、先代甲が年金(二契約合 計の400万円)を毎年受け取ることができ、 先代甲が亡くなった後は、配偶者乙が年金 受給権を取得するため、配偶者乙に万が一 のことがあるまでは年金(二契約合計400 万円)を配偶者乙が受け取ることができる。

その後、配偶者乙に相続が起きた際は、 子丁と子戊が年金保険を一契約ずつ相続す るため、子丁らは相続した契約から生じる 年金(200万円)を受け取ることができる。

また、自社株について、子丁らと除外合 意の話を進める際には、終身で年金を受け 取り続ける権利を準備した事実と子丁らに は一生涯生活に困らず生き続けてほしいと いった想いを伝えて、子丁らの納得を促す ことも考えられる。

八 留意点

本事例の場合、配偶者乙から子(丁、

戊)が年金受給権を相続する際に納税資金 を賄えるかについては留意が必要である。

子(丁、戊)は年金を定期的に受け取る 権利である年金受給権を相続するため、死 亡保険金のように換金性の高い資産ではな く、また、年金受給権は解約返戻金相当額 等が時価となるため、当該時価が高額の場 合には、納税資金に充てる現金等も一緒に 渡さなければ、子(丁、戊) は納税ができ なくなる可能性がある。

年金受給権は、相続税における生命保険 金の非課税枠「500万円×法定相続人」の 適用もないため、留意が必要である。

おわりに

これまで見てきたように、生命保険は、 事業承継の場面で様々な活用ができる。図 表14では、本稿において取り上げた事業承 継における事例についてまとめている。

図表14	生命保険と事業承継へ	の活用事例
<u> </u>		· · · / / / / / / / / / / / / / / / / /

本稿における事例	活用する生命保険	資産評価 対策	資産移転 対策	遺産分割 対策	納税資金 対策	事業保険 の代替※
事例① 法人の資金を活用し た納税資金準備 I					0	0
事例② ご勇退に伴う現物支 給を活用した納税資金準備	一時払い終身保険			0	0	
事例③ 譲渡対価を活用した 納税資金準備と遺留分対策		0		0	0	
事例④ 隔世贈与を活用した 納税資金対策					0	
事例⑤ 法人の資金を活用し た納税資金準備Ⅱ	平準払い終身保険 (定期保険)				0	0
事例⑥ 暦年贈与を活用した 納税資金準備	平準払い終身保険 (生存給付金付終身保険)		0		0	
事例⑦ 年金保険を活用した 遺産分割対策	年金保険			0		

※本表における事業保険は逓増定期保険、定期保険を指している。

資産承継の対策を資産評価対策、資産移 転対策、遺産分割対策、納税資金対策の4 つに分類をした場合に、一番○がついてい るのは納税資金対策で、次点は遺産分割対 策である。納税資金対策の大半に○がつく のは、被保険者に相続が起きた際に掛金よ りも多くの保険金を受け取ることができる からで、遺産分割対策に○がつくのは、生 命保険は受取人を指定できる遺言代用機能 を有しているからである。

資産評価対策の○は相続税における生命 保険金の非課税枠「500万円×法定相続人| の適用による効果を示している。

契約者が法人の場合、法人が受け取る死 亡保険金を原資に、自己株式の取得、貸付、 死亡退職金等でオーナー家の納税資金を手 当てする事例①、事例⑤のような場面では、 定期保険や逓増定期保険*7での代替も検 討できる。

ただし、契約者が法人であっても、事業 会社で契約した低解約返戻型に該当する逓 増定期保険を退職金の一部として名義変更 により支給するスキームについては、令和 3年6月25日の通達改正で「支給時解約返 戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当 する金額未満である保険契約等に関する権 利を支給した場合は、当該支給時資産計上 額により評価する。** と取り扱いが変 わっていることに加え、名義変更後は退職 者が保険料を払い込む必要があるため、留 意が必要である。

これまで紹介したとおり、保険料の払い 込み方法は、一時払い、平準払いに分かれ るが、加入にあたっては、加入目的、商品 の条件、余剰資金等を考慮して選択をする 必要がある。

加入者が個人の場合、教育費やローンの 返済で資金が必要で、遺族の生活保障の優 先順位が高い資産形成層は平準払いと親和 性があり、事例②のように資産が潤沢で相 続対策に関心がある富裕層、リタイアメン ト層は一時払いと親和性がある。

^{* &}lt;sup>7</sup> 逓増定期保険は定期保険の一種で、一定期間を過ぎると契約時に定めた逓増率により、基本保険金額が増加する。

国税庁「保険契約等に関する権利の評価に関する所得税基本通達の解説」より参照

一方で、加入者が法人の場合、事例⑤のように借入により事業を拡大していて借入金の返済原資確保や遺族の生活保障の優先順位が高いスタートアップ期、成長期の法人は平準払いと親和性があり、事例①のように、安定した利益が見込め、余剰資金や純資産が多額なことで持分評価が高額となり、承継コストが高い成熟期の法人は一時払いと親和性がある。

上述のように生命保険に加入する目的は、 不足の事態が起きた際に、納税資金、生活 資金、事業資金等の負担を死亡保障で軽減 することにあるが、保険契約は長期に亘る 事も多いため、契約に際し保険会社が破綻 した場合の既契約への影響には心配がある かもしれない。

保険会社が破綻した場合は、契約が直ちになくなるわけではなく、生命保険契約者保護機構により契約者は保護される。責任準備金は90%まで補償*9されるが、責任準備金の削減に加えて、予定利率も引き下がるため、契約時に予定していた死亡保険金を受取人が受け取れなくなる可能性がある点には留意が必要である。

金融庁が公表している「生命保険会社の

破綻処理の概要」では、実際の破綻事例が 8事例(保険業法に基づく破綻手続きが4 事例、会社更生手続きが4事例)紹介され ており、責任準備金の削減ゼロが2事例、 原則92%に削減が1事例、原則90%までに 削減が5事例で予定利率は8事例とも引き 下げとなっている。

保険の契約時には、通常予測できないリスクが発生した場合に保険会社の支払能力を図る指数であるソルベンシーマージン比率や保険会社の格付、決算書等を確認し、引受保険会社の安全性を吟味することが望ましい。



海老沼 建 (えびぬま・たける)

野村資産承継研究所 副主任研究員

◆経歴 2014年4月に野村證券に入社。名古屋支店 営業部、ソリューション・アンド・サポ ート部を経て、2021年4月より野村資産承 継研究所勤務。

◆現職 株式会社野村資産承継研究所 副主任研 究員

 $^{^{*9}}$ 契約している生命保険が高予定利率契約の場合、補償率を決める計算式が $90\%-\{$ (予定利率-基準利率3%)× $5\div2\}$ となるため、責任準備金が10%以上削減されることがある。